

## 平成 21 年度第 2 回 四街道市市民参加推進評価委員会議事録

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成 21 年 8 月 17 日（月）18:00～21:00
- 場 所：四街道市庁舎新館 3 階公室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、伊藤委員、大倉委員、草野委員、栗原委員、三木委員、宮原委員  
（事務局）  
成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

### 【次 第】

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 委員長の互選、委員長職務代理者の指名
- 4 諮問
- 5 議事
  - (1)平成20年度市民参加手続の実施状況について
  - (2)平成21年度市民参加手続の実施予定（追加分）について
  - (3)市民提案手続に対する回答について
  - (4)市民参加条例の一部改正について
  - (5)その他
- 6 答申
- 7 その他
- 8 閉会

### 【配布資料】

- 四街道市市民参加条例に基づく市民参加手続等について（諮問）
- 資料No.1 平成20年度市民参加手続の実施状況について
- 資料No.1-1 「意見提出手続」の実施状況シート（四街道駅南口広場整備計画の策定）
- 資料No.2 平成21年度市民参加手続の実施予定（追加）  
市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動（追加）
- 資料No.2-1 「市民参加手続の実施予定シート」（ワンストップサービスプロジェクト）
- 資料No.2-2 「市民参加手続の実施予定シート」（都市核北周辺地区整備計画の策定）
- 資料No.2-3 「市民参加手続の実施予定シート」  
（四街道都市計画事業四街道都市核北土地地区画整理事業に係る新町名の設定）
- 参考資料 市民参加手続の実施状況シートにおける市民参加推進評価委員会のコメント例  
（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、福祉施設整備計画の策定）
- 資料No.3-1 市民提案手続に対する回答について（市内小・中学校の学校経営について）
- 資料No.3-2 市民提案手続に対する回答について（JR四街道駅地価道路建設）

資料No.3-3 市民提案手続に対する回答について（広島、長崎への四街道のこども派遣事業）

資料No.4 四街道市市民参加条例一部改正について

## 【会議経過】

### 1 開会

#### 1. 開 会

（成田課長）

只今から、平成 21 年度第 2 回四街道市市民参加推進評価委員会を開会させていただきます。

今回、第 1 期目の任期が今年の 6 月末で切れまして、これから第 2 期目になりますが、2 年間よろしくお願いいたします。

そういうことで、委員長、副委員長がこの場では決まっておられませんので、委員長、副委員長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。

申し遅れましたが、政策推進課長の成田と申します。よろしくお願いいたします。

#### 2. 委員の委嘱

（成田課長）

それでは初めに、これから 2 年間の委員の委嘱ということになりますので、皆様に市長から委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

市長が皆様の席を回りますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。委嘱状については、最初の方は全文を読ませさせていただきますが、その後は割愛させていただきます、お名前だけという形にさせていただきますのでご了承ください。

それでは委嘱状の交付を始めさせていただきます。

－ 委嘱状の交付 －

（成田課長）

それでは、小池市長より皆様にご挨拶がございます。

－ 市長挨拶 －

（成田課長）

大変恐縮ですが、小池市長はここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（市長）

始まったばかりで誠に申し訳ございませんが、ここで失礼をさせていただきます。

#### 3. 委員長の互選、委員長職務代理者の指名

（成田課長）

先程申し上げたように第 2 期目ということで、新しくこの委員会に加わっていただいた方もいらっしゃいます。この先、委員長・副委員長の互選もございますので、簡単にご挨拶をいただければと思います。伊東様から順番にお願いします。

－ 委員挨拶－

（成田課長）

委員の皆様ありがとうございました。それでは職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

－ 事務局紹介 －

(成田課長)

それでは、市民参加条例施行第8条第1項の規定に基づき、まず委員長の選任をお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがいたしましょうか。

(宮原委員)

前年お願いしました委員長に、引き続きお願いしていただければありがたいと思います。

(成田課長)

出石委員を委員長にとの推挙がありました、ご異議はございますか。

－ 異議なしの声 －

(成田課長)

それでは、出石委員を委員長として選任することに決定いたしましたので、以後の進行につきましては出石委員長をお願いしたいと思います。

大変恐縮ですが、席を替えていただきますようお願いいたします。

(委員長)

改めまして、出石と申します。本来は、市民委員の方が委員長をやるべきではないかという考えを私自身は持っておりますが、前回に引き続き大役を仰せつかりました。

先程も話がありましたが、施行後3年で条例の見直しがあります。2期目の今年度が条例の見直しになります。技術的なこともありますし、お二方が公募により新たに委員となりましたので、うまくできるか分かりませんが、何とか務めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、ここから先は私が委員会を進めてまいります。

21年度第2回市民参加推進評価委員会になります。

委員長は決まりましたが、条例の施行規則8条第3項により私が職務代理者を指名することになっております。これまで中畠委員にお願いしておりましたので、引き続きお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

お受けいただけますか。

(中畠委員)

はい。承知いたしました。

(委員長)

それではそのような形でいきたいと存じます。

職務代理からご挨拶をお願いします。

(中畠委員)

委員長職務代理を承りました中畠と申します。よろしくお願いいたします。

先程、小池市長は、市民参加条例がどれほどのものかみたいなことをおっしゃられましたが、非常に綿密に作られた条例だと思いますし、この委員会に参加させていただき、この条例を実際に回していくのは大変なことだと思います。また、全国的に見ても非常に高く評価されているものではないかと思っております。

私も微力ながら務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員長)

議事に入る前に、まずこの会議自体の公開・非公開を決定する必要があります。

「四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針」というものがあり、会議は原則公開ですが、個人情報などがある場合には非公開とすることができ、審議会で決定をすることになっております。

審議会等の長が当該審議会に諮って決めることになっておりますので、お諮りいたします。

今回の公開について原則どおり公開するというところでよろしいでしょうか。

(栗原委員)

市民提案手続で、提案者の住所・氏名・生年月日・電話番号等が出ていますが、これについての取り扱いはいかがしますか。

(委員長)

それは大前提の問題で消さないはずいです。公開するにしても、個人情報の部分は非公開にしなければなりませんから。傍聴者がいらっしゃるようなら差し替えしなければいけないですね。

差し替えを前提として、会議自体は原則公開、どうしても個人情報を話さなければならない場合はその都度非公開を検討するというので、原則公開で実施するというところでよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

ではそのようにいたします。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局)

おりません。

(委員長)

本日は、傍聴者はいらっしゃらないのでこのまま会議を進めますが、この資料は個人情報を削除した書類と差し替えてもらいたいのので、でき次第、資料を配付していただくということでお願いします。

続きまして、第2期目の初回ですので、この委員会の会議運営と会議の結果などの公表などについて、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

それでは2点、「会議の運営について」と「公表事項について」ご説明申し上げます。

まず会議の運営についてですが、四街道市市民参加条例施行規則に沿って実施いたします。その中でも2点、定足数についてですが、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないとされています。この委員会の定数は8人ですので、定足数の3分の2は5.3人になります。3分の2以上の出席は6人以上の出席がないと開くことができないという解釈でございます。

次に議事の決定ですが、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるということで決定事項が定められていますので、よろしくお願いいたします。

以上が「会議の運営について」でございます。

次に「公表事項について」2点でございます。

まず、「会議録の公開」です。議事録は、会議後ホームページで公開します。発言内容は一言一句、発言した方の名前とともに公開をいたします。公開内容はあらかじめ各委員の皆様方にご確認をいただいた後に公開をさせていただくことといたします。

次に「委員の名簿の公開」です。委員の名簿は氏名と所属をホームページで公表をいたします。なお、公募委員の方々の所属は掲載いたしません。

以上、公表事項の説明でございました。よろしくお願いいたします。

(委員長)

事務局から説明でしたが、確認したいことなど、ご意見、ご質問等はございますか。

議事録については名前も出ますのでご承知おきください。ただし、文章の表現については、原則として概要ではなく、発言した内容が発言者の名前とともにそのまま公表されることとなります。

議事については、出席委員の過半数となっておりますが、前期2年間で多数決をとったことは1回もありません。全員の合意を得てまとめる形をとってきましたので、引き続き同じよう進めてまいりたいと考えております。やむを得ず多数決をとる場合もあるかもしれませんので、規則に沿ってやることも場合によってはありえることもご承知いただければと思います。

#### 4. 諮問

(委員長)

次に、本日、市長からこの委員会に対する諮問があります。これについて、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

それでは、市長から委員長宛に諮問をいたしましたので、ご説明いたします。

四街道市市民参加条例に基づき市民参加手続き等について諮問。

四街道市市民参加条例第14条第2項の規程により下記の事項について諮問します。

1. 平成20年度市民参加手続の実施状況（追加）について
2. 平成21年度市民参加手続実施予定（追加）について
3. 平成20年度市民提案手続に対する回答について
4. 市民参加条例の一部改正について

いずれも会議資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

皆さんのお手元にあるファイルご覧ください。市民参加推進評価委員会の第14条第2項、「委員会  
は市の機関の諮問により次に掲げる事項に関して調査及び審査をする」ということで、今、諮問がありました。

諮問事項の1点目、「平成20年度市民参加手続の実施状況について」というのは(1)、この条例の運用状況になります。

それから、「平成21年度市民参加手続の実施予定（追加分）について」ですが、はっきり言って条例が分かりにくいところがありますが、条例第14条第2項第2号だと思えます。

諮問事項の3点目、「平成20年度市民提案手続に関する回答について」は(3)、条例第14条第2項第3号、「市民提案手続に基づく市民提案に関すること」になります。

それから諮問事項の4つ目、「市民参加条例の一部改正について」、これについては、条例第14条第2項第5号、この条例の見直しの関することに該当します。

表現が違っている箇所がありますが、この部分に該当して諮問を受けましたので、この委員会では

これに対して審査をします。

本日回答できるものと継続になるものがありますが、その点は後ほど説明をした後でということにしたいと思います。

## 5. 議 事

### (1) 平成 20 年度市民参加手続の実施状況について

#### ① 四街道駅南口広場整備計画の策定

(委員長)

本日は、諮問事項 4 点について順に進めてまいりたいと思います。

まず 1 つ目、「平成 20 年度市民参加手続の実施状況について」、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

資料No.1-1、「四街道駅南口広場整備計画の策定」でございます。

意見提出手続で実施し、意見提出期間は、今年の 3 月 2 日から 3 月 31 日までの 30 日間、開始日が 3 月 2 日月曜日です。周知方法は掲示板による公告、市政だより及びホームページへの掲載、その他として、自治会を通じての各戸配布、市内公共施設への資料の設置でございます。

案の資料の名称は「四街道駅南口広場計画案」で、添付資料として掲示板の公告文書、裏側が市政だよりへの掲載記事、その次がホームページへの掲載記事、カラー刷りの両面印刷したものが、各世帯に配布した資料と、公共施設に設置した資料案でございます。

資料No.1-1 に戻りますが、意見の提出者 77 人、意見件数が延べ 185 件ありました。意見の取り扱いですが、意見を反映し案を修正したものが 13 件、案を修正しなかったものが 24 件、その他として、この案件以外への意見等が 20 件、合計 57 件ですが、延べ 185 件のうち、同様の意見は 1 件として処理しましたので、合計で 57 件となっております。

結果の公表に関しては、21 年 5 月 20 日に掲示板による公告、市政だより及びホームページでの周知を行いました。

カラー刷りのチラシの次、四街道市公告第 53 号とあるのが、実施結果の公告でございます。その次が市政だよりの記事、その次がホームページの記事でございます。

達成度ですが、課題はあるが達成できたということです。その理由として、広く周知を行った結果、多くの市民の意見を聞くことができたが、市民参加条例そのものの周知が不足、意見提出方法について不適切なものがあり、電話で口頭による意見表明、無記名での意見の提出、期限後の提出などございました。但し、担当する道路整備課では広く意見を拾うということで、これらの意見も提出意見の件数の中に含めて処理しております。

市民参加推進本部のコメントですが、妥当な処理だという内容のコメントとなっております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

初めての方もおりますので簡単に説明しますと、市民参加手続を行った結果について、この委員会ですらその手続きが適正かどうかを確認し、必要な意見等があれば出すこととなります。資料No.1-1 の一番下に市民参加推進評価委員会のコメントとありますが、ここにコメントを入れるのが我々の役割となります。

今、説明がありました、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(草野委員)

パブリックコメントの対象という理解でよろしいのですか。

(委員長)

意見提出手続というのがパブリックコメントです。条例上は意見提出手続となっていて、第9条が意見提出手続になります。対象となるものが第6条で、意見提出手続か意見交換会手続のどちらかの手続を必ずやらなければいけないということになっていますので、今回は意見提出手続を選択したということになります。

(草野委員)

パブリックコメントの意見の中の27の④、「バス・タクシー・一般車の配置変更」ですが、「バス乗降所、は方面別に分け、かつ原則的に毎年1回その方面を変更すること」という意見がありますが、評価が△になっています。同じ意見が11の⑧にもあり評価が◎で、詳細設計時に検討してまいりますとなっていて、意見は大体受けましょうという理解になると思います。27の④が△というのは、中身的には私は妥当だと思っていますが、11の⑧の扱いはどうするのか、どのように評価すればいいのでしょうか。

(委員長)

書いてあることは同じですね。11の⑧は全部まとめた上でと言っていますが、整理の趣旨というか、分かれば教えていただきたいのですが。

(宇田室長)

草野委員からの指摘で、私どもも初めて気がつきました。

道路整備課が意見を取りまとめ一覧表にして、市民参加推進本部幹事会及び市民参加推進本部に諮っております。また、別の組織である、市の最高意思決定機関での協議でもこの資料で審議されておりますので、当課としてはそのまま受け取りました。この同じ意見が二手に分かれているのは、道路整備課の間違いだと思います。ただし、その意見の答えが、片一方が◎で、もう片一方が△なのは明らかにミスで、どちらかが消されるべきだと思いますので、もし係員が残っていれば確認をして、どちらかを消すということでご了解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長)

要するに間違いなのか、あるいは意味があるものなのか、それも定かではないということですね。

(栗原委員)

行政に好意的に考えたわけではありませんが、私もここがダブっていることは承知をしていました。方面別に分けるという、設置に関する事柄については当然検討課題で、ロータリーの中では方面別にバスの乗降所を整理するという方法が入っていると思います。27では、原則として方向を変更するようになっているので、配置変更というものに該当するかどうかは分かりませんが、方面変更することについては固定されるのではないかと、私としては好意的な捉え方をしていました。

(委員長)

同じ意見を二つに分けて、片一方を◎で、片一方は△ではおかしいと思います。ただし、事情が分からないので調べてもらい、整理したものにしてください。これは公示していますね。訂正するなら差し替えて、一部訂正したことを分かるようにしていかないとやはりまずいと思います。

草野委員、そういうことでよろしいですか。

(草野委員)

はい、結構です。

(三木委員)

同じ意見を分類して回答していますが、この件に限らず、同じ意見を分類することが通常行われているのか確認していただいたほうがいいと思います。重複の場合は、どの部分の回答かはっきりしてもらわないと今回のようなことも起こると思いますが、一つにまとめていただいたほうが明らかに分かりやすいと思います。パブリックコメントの性質上、分類をして整理することはおかしな話ではないので、分類するときの重複を認めるのか認めないのか、確認していただいたほうがいいと思います。

(委員長)

そのあたりは分類上の問題なので、しっかりやっていただく必要があると思います。

草野委員と重なりますが、11 は結果的に①から⑪までまとめて◎で検討となっていますが、①大型車の進入及び方向転換禁止は具体的な意見なので、これについては◎ではないかもしれません。回答では「広場内外の規制・標識及びサインの設置については、詳細設計時に検討する」となっているので、大型車の進入及び方向転換禁止は△、やらないということではないでしょうか。ノーならノーでかまいませんが、これだと全部やる、あるいは検討することになるので、結論ではないと思います。

分類の仕方もそうですが、回答についても、約 180 件出ている意見を類型化しています。三木委員が言ったように、類型化した上で、それぞれの意見に答える必要があると思います。極端に言うと、全部まとめて 1 箇所を修正すれば◎になりますが、やはりそれはまずいと思います。この運用は、各課が認識してもらわないといけないので周知徹底してもらいたい、それでよろしいでしょうか。

(中嶋委員)

草野さんのご意見の中で、意見提出手続とパブリックコメントは同じですかと言われたと思いますが、資料を見ましたら、ホームページではパブリックコメントという言葉が使われています。もし、パブリックコメントという言葉が使いやすかったり、市民の皆さんに馴染んできたということであれば、条例の改正時に、文言の使い方についても括弧書きで（パブリックコメント）にしたり、併記するような形で分かりやすく表現を改めたらいいのではないのでしょうか。

(委員長)

その点、事務局から何かありますか。

(庄嶋主査補)

特に使い分けということはなく、中嶋委員がおっしゃったように、パブリックコメントという言葉のほうが世の中に通用し始めているという実感はあり、どちらかという、一般向けにはパブリックコメントとし、文章の中で（意見提出手続）と書いたり、どこかで触れたりしています。また、市民参加条例のパンフレットを昨年度作成しましたが、このパンフレットの中でも意見提出手続の下に（パブリックコメント）と入れているので、市民向けに実施するときはパブリックコメントという言葉はどこかに入れるようにしています。

(委員長)

先程、草野委員からありましたように、意見提出手続とパブリックコメントが違うものにとらえてしまうかもしれないので、条例は別としても、少なくとも括弧書きで併記されている形にしておかないと同一のものと理解されないかもしれません。その点は運用で対応してください。



その他、ご意見、ご質問等ございますか。

(栗原委員)

市のホームページのコピーだと思いますが、実施計画意見書の提出状況ですが、意見書の総数は77通、電子メール45通、ファクス10通、郵送10通、持参5通、その他7通と書いてありますが、「その他」というのは、具体的にどのような意見提出が行われたのでしょうか。

(宇田室長)

確認しておりません。

(委員長)

想像するに、目標達成状況に記されていますが、電話等にあたるのではないのでしょうか。

(栗原委員)

電話で意見されたものを意見総数の中に入れているということですか。

(宇田室長)

はい。本来は有効ではないはずですが、いただいた意見なので扱ったということです。

(委員長)

意見提出方法は条例で規定がありましたか。

(宇田室長)

定めております。

(委員長)

電話などの場合、全般的な運用としてはどうされていますか。

(宇田室長)

各課から問い合わせがあれば、条例、規則に沿わないものに関しては除外するようにと答えていますが、今回はそれがそのまま、折角いただいた意見ということで、担当課の判断で意見として取り扱い、結果として当課に上がったということでございます。

(委員長)

これは意見の分かれるところで、市民参加条例ですから、多数決をとるものではないし、住民投票制度でもないの、どんな形でも意見がもらえるならば、極力意見として捉えるのは大事なことだと思います。ただし、大体どこの自治体でも、住所や氏名などは明記することになっていると思います。それは、参加する者には一定の責任があるという考え方からです。市民提案を利用して意見を表明する以上は、責任を持って意見を述べるべきだというのがあります。そのあたりを厳格化する必要はないと思いますが、電話で聞くなら、住所、氏名を確認し、それを書き留めて記録化しておくことが必要ではないかと思います。

担当部局である経営企画部で承知していても実際に手続きを行うのは担当課です。これまでも、期間の問題や広報紙の問題がありました。条例である以上、条例違反になってしまいますので、職員に研修や啓発をして厳格に守っていただきたいと思います。それはご注意ください。

栗原委員、今後の対応ということよろしいですか。

(栗原委員)

統一的に対応がされていればそれでいいと思いますが、各課それぞれやり方が違うものを、各課が認めたので、という扱い方をされてしまいますと、条例の趣旨としてはまずいと思います。

(委員長)

その他いかがでしょうか。

それでは、資料No.1-1の一番下、市民参加評価推進委員会のコメントですが、参考資料として皆さんに配付されていると思います。これまで蓄積してきたコメントなどを整理したら、大体このような形でコメントをしていますが、これは例としてご覧ください。

では、今回の案件ですが、複数の方法によって周知をし、件数もこれまでよりは多く、180件も意見が出ていますので、適切に実施されていると言えます。しかし、先程、草野委員からご指摘があったように、集計方法が一部適切ではなさそうなものがあったり、電話等の対応や無記名の提出があったということですので、それらを含めて一部コメントを付したほうが良いと思います。

コメント例の2番、「ただし、〇〇については、」ということで、意見の集計について一部不適切な点があった、意見の提出について、電話・無記名等、不適切な取り扱いがあった、その点について今後留意されたい、という意見を付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

推進評価委員会のコメントになるので、3番ではないでしょうか。

(委員長)

3番ですね。失礼しました。このケースでいけば3番を活用して、今申し上げたようなことを付言するというのでよろしいでしょうか。

表現については、また調整をして各委員に事後確認を取ることをお願いしたいと思います。

では、よろしければそういう形で意見を付してしたいと思います。

## (2) 21年度市民参加手続の実施予定(追加分)について

### ① ワンストップサービスプロジェクト

(委員長)

続きまして、議事の2番目、「平成21年度市民参加手続の実施予定(追加分)について」、事務局からご説明をお願いします。

(宇田室長)

資料No.2に一覧表があります。1番目と2番目が市民参加手続予定の追加分です。3番目が市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動の追加でございます。

まず資料No.2-1、ワンストップサービスのプロジェクトから説明をさせていただきます。

行政活動の名称はワンストップサービスプロジェクト、概要は、市民本位の思いやりのある市民サービスを提供するため、ワンストップサービス窓口業務の一元化を軸とした窓口業務の改善を、平成22年度内に早期に実現させるというものでございます。

市民参加手続の対象案件としては、条例で規定する案件以外の任意実施でございます。

市民参加手続の方法ですが、いずれかを必ず実施する義務に関しましては、第1号の意見提出手続を行います。会議名・方法名は、窓口業務の一元化に係るパブリックコメント、実施する目的は、総合窓口での取り扱い業務、市役所1階フロアレイアウト案に対する意見募集で、一般市民を対象に21年8月ということで実施中でございます。

第5号のその他手続ですが、窓口業務の一元化に係る市民アンケートを行います。対象が自治会長80名、窓口来庁者100名で、今年の5月、6月に実施しました。

この方法、実施時期とした理由ですが、ワンストッププロジェクトの周知を兼ねた市民アンケート

を、5月に地区連絡協議会で自治会長にお願いし、6月に窓口に来庁された市民等を対象にアンケートを実施するとともに、総合窓口での取り扱い業務と市役所1階のフロアレイアウト案を示して、市民等に意見を求め、その結果を庁舎改修プランに反映させるということで、この時期に行い、来年度の予算編成に間に合わせるという内容になっております。

課名・グループ名は、経営企画部ワンストッププロジェクト、推進本部のコメントですが、第3号または第4号のいずれかを実施することが望ましいが、任意実施の市民参加手続であり、実施方法は妥当であるというコメントでございます。

以上、よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。3件ありますが、1件ずつ確認していきたいと思います。

前回、「平成21年度の市民参加手続の実施予定について」は審議しておりますが、後で出てきたもので3件あるということです。

まず1件目、ワンストッププロジェクトです。条例第6条第1項の第1号から第5号まで市民参加の手続きですが、チェックされているとおり、この5つの項目に当たらないので本当はやらなくてもいいが、第6条第4項により任意に実施するという事です。その方法が、第7条第1項第1号の意見提出手続、つまりパブリックコメントと第5号の「その他」のアンケート、アンケートは実施済みですが、パブリックコメントは現在実施中ということです。

これは実施予定としてあがっていますが、委員会の開催時期との関係でもう終わってしまったということで、事後ですがやむを得ないということですね。

(宇田室長)

そのとおりです。

(委員長)

これについてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

第6条第4項の対象は、どのやり方をするかは全く限定されていません。一応義務となっておりますが、意見提出手続を採用して、それから「その他」手続です。

市民参加推進本部のコメントでは、第3号か第4号のどちらかを実施することが望ましいと書いてありますが、第6条第4項では市民参加の対象とすることができるとなっていて、やり方は一切限定されていません。そういう意味では、市としては、第1項第1号から第5号と同じように扱っているという考え方です。

(三木委員)

市民参加手続の方法で、アンケートの内容が窓口サービスの向上が目的となっておりますが、現在の窓口サービスの向上なのか、今回のワンストップサービスプロジェクトとの関連性が分かりにくいと思いました。アンケートの内容としてはワンストップサービスプロジェクトのための参加手続ということで、アンケートの中身もその趣旨とは思いますが、どちらかという、現在の窓口サービスの向上に読めてしまうので、もう少し直接このワンストッププロジェクトと関わるように説明を加えていただけないかと思いました。

(宇田室長)

ワンストップサービスを実施することで、現状の窓口サービスより向上させるということが狙いですが、現在、各所属に分かれて行っている窓口サービスを更に向上させ、ワンストップサービスで一

元化することで、更に向上させるという意味だと担当からは聞いておりますので、もう少し分かりやすく説明するように、次回からは指導していきたいと思います。

(三木委員)

窓口が分かれているものを不便ですかと聞かれれば、不便ですと回答するようなアンケートもあると思います。窓口が一ヶ所で済めば市民もそちらのほう楽ですから。

来庁した人に説明すれば周知になっていると思いますが、何を調べるためにアンケートをしたのか、ある程度分かるように書いていただいたほうが、誤解が少ないと思いました。

(中嶋委員)

栗原委員が8月の市政だよりにワンストップサービスの意見提出手続の記事が載っていたと言っていました。それにはワンストップサービスのことについて主に意見提出をしていただくようになっていたのですか。

(委員長)

今回はもう終わっていますが、通常ですともっと前に、例えば3月の段階で、アンケートを実施する、パブリックコメントも実施すると、中身ではなく、手続きの方法について報告されて、それについて我々が意見を述べるのが通常の流れです。三木委員としては、この書き方もう少し工夫してほしいということですね。

(三木委員)

中身がどうかではなく、民意を知りたいのしょうから、その辺を分かりやすく書いていただいたほうが、事前審査としてはやりやすいと思います。

(委員長)

「ワンストップサービスについての市民意向調査」など書いてもらえばいいと思います。それは議事録に載せればいいですね。これについての趣旨としては、ワンストップサービスに対してのアンケートという趣旨でいいですね。これは議事録に残してもらいます。

その他、いかがでしょうか。

推進本部のコメントはここにあるとおりですが、推進評価委員会としては、適切であるというコメントにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

ではそのようにしたいと思います。

## ② 都市核北周辺地区整備計画の策定

(委員長)

次に資料No.2-2です。事務局、説明をお願いします。

(宇田室長)

行政活動名称は「都市核北周辺地区整備計画の策定」で、概要は「都市核北周辺地区の総合的かつ効率的な整備計画を策定する」ものでございます。

市民参加手続の対象ですが、第6条第1項第1号「市の基本構想・基本計画などの計画の策定」に該当します。

市民参加手続の方法ですが、第7条第1項第1号から第5号の全てを実施します。時系列で申し上

げますと、まず第3号の審議会等手続を平成21年度から23年度にかけて行います。都市核周辺地区整備計画策定委員会を行い、計画策定の初期段階からの調査、審議について諮るというものです。期待される市民は学識経験者3名、市民活動団体等で活動する者4名と、公募市民6名、他2名からなる審議会でございます。

次の時系列で「その他」、第5号で市民意向調査を今年の10月に行います。計画策定のための基礎資料の作成に当てるものです。市内在住18歳以上の男女3000人の無作為抽出でございます。

続きまして、平成22年度第4号の手続きに該当します市民会議手続でございます。(仮称)都市核北周辺地区整備計画検討会議の実施で、計画候補案の作成を目的としております。参加が期待される市民は、活動している市民、関心ある市民でございます。

そして第1号、第2号の意見交換会手続が時期的に先になろうかと思いますが、都市核北周辺地区整備計画案にかかる意見交換会、計画案中間段階に対する市民等の意見の聴取、市民自治組織や市民活動団体等で活動する市民の参加を期待しております。

最終的に意見提出手続、パブリックコメントとして行い、計画案、最終段階に対する市民等の意見の聴取で、一般市民の参加が期待されております。

上記の市民参加の実施方法、実施時期とした理由でございますが、計画の策定過程から市民合意が重要であるという観点から、市民参加条例に基づく全ての市民参加手続を適切に実施し、市民意見等の把握の充実に努めた上で、平成24年3月の計画策定を目標に、各手続の実施時期等を予定しているということです。

市民参加推進本部のコメントは、多様な市民参加手続が予定されており、その方法時期ともに適切であるとしております。

以上です。

(委員長)

ありがとうございました。全ての市民参加手続を実施するそうです。補足しますと、第7条第1項の市民参加手続の方法の意見提出手続はパブリックコメントのことで、計画案ができて、最後に市民から意見が出せるということです。

「意見交換会手続」というのは、意見を述べたい人が集まり、意見を自由に述べ合うもので、中間段階で行おうとしています。

それから「市民会議等手続」というのは、公募の委員が入るのが原則で、計画策定の初期段階から審議に加わります。これは学識経験者だとかは入らず、公募委員だけで検討する会議です。

「その他」は、ここでは市民意向調査、アンケートです。

これらについてご質問がありましたらお願いします。

この審議会は立ち上がったのですか。

(宇田室長)

現在、公募委員の募集をしているところです。

(委員長)

今回初めての方がいらっしゃいますので説明しますと、これは平成24年3月までですから、毎回実施状況ということで、手続きの進捗状況の報告があり、最終的には24年度に全部完了した形で報告されます。実施予定でも報告されましたか。

(庄嶋主査補)

実施予定も、この委員会で報告しますが、今年度は21年度であるため、翌年度以降に実施する分は、22年度や23年度という表記ですが、当該年度に入った段階で、22年何月など、そのような表記になります。

(委員長)

この計画ができて上がるまでに、市民参加手続を5種類実施するという事です。

(宇田室長)

先程、委員長が第4号の市民会議手続のメンバーが公募市民のみとおっしゃいましたが、必ずしもそうではなく、一部はある機関から派遣を依頼する場合の委員も含めての市民会議のメンバーという形になります。

(委員長)

説明してほしいのですが、審議会等との違いは何ですか。

(宇田室長)

審議会等に関しては、あらかじめ市の条例あるいは要綱で審議会が定められており、公募市民が入っている審議会にお諮りするものです。

市民会議手続に関しては、審議会が組織されていない案件をお諮りするときに、公募委員も含めて、新たに市民会議という名前で会議を立ち上げ、継続的に審議していただく運用を行っております。

(委員長)

それは要綱設置ですか。

(宇田室長)

そうです。

(委員長)

それでは同じではないですか。審議会等は必要なときに要綱を作るという点では市民会議も同じです。既にある審議会等が法律や条例で決まっているなら常設になります。でも、とかく何かの検討委員会では、公募委員や学識経験者などを入れて単発で設置する際に要綱を作ります。

市民会議も公募の手続きなどがあるので、本来は要綱などを作らなければいけないと思います。

私が聞いているのは、条例を見ても公募の市民等の「等」が何かということもありますが、付随機関である審議会等と市民会議との違いは今の説明だけではよく分かりません。

(中嶋委員)

第7条第3項が審議会等手続で、第4項が市民会議手続審議会等で公募市民となっておりますが、審議会等手続は、法第138条第3項に規定する機関又はこれに類するもの、地方自治法の規定に類するものという感じがします。

今回の都市核北周辺地域整備計画策定については、説明の中にはなかったかもしれませんが、条例が議会提案でつくられて、それに基づいて作られる会議です。

(宇田室長)

それと平行して、私どもの区分上でいうと報酬の有無による分け方にもなってきます。

(委員長)

これ以上踏み込みませんが、これは条例の見直しになると思いますが、先程の説明では、市民会議も審議会等も変わりません。報酬を出さない審議会等も多くあります。学識経験者が入るか入らないという分類ならまだ分かります。

先程の説明が公募市民プラス公募でない市民が集まった市民会議だったら分かります。審議会等というのは、公募市民が入り、あまり好ましくはありませんが稀に職員が入るのもあります。市民会議とは、名前のとおり市民、公募だけではない一般市民も入るので、そういう趣旨なら分かります。

機関という言葉を使っていましたが、それでは市民会議ではないと思います。審議会等にすればいいのではないですか。

一般的に市民会議と名をつくものは、多くが公募市民だけか、公募でない市民で構成され、自由闊達に意見を出します。一方、審議会等では、学識経験者を入れて議論し、最終的に条例や計画にすることであれば非常に意義深いものだと思います。

私が言いたいのは、市民会議と審議会等を条例上分けている以上は、説明がつかないといけないのではないかということです。

都市核北周辺地区整備計画検討会議はどのようなメンバーを想定しているのか、事務局ではまだ分からないのですか。

(成田課長)

詳細については未定です。

(委員長)

市民会議は市民で構成されるものなので、団体も市民といえば市民ですが、審議会等とあえて分けて条例が規定しているのは意味があるので、担当課には、市民会議、審議会等それぞれ実施する予定になっているので、効果のあるものしてほしいと伝えてほしいと思います。

(成田課長)

私が所属する課で実施します。

22年度に実施予定ということで、第3号の手続きで進め方を決めていくということがあり、この案件については、あらゆる手続きを行いたいということで、ここに出させていただきます。

今委員長がおっしゃった、条例との関係というものも整理がされた上で、22年度に実施できるのではないかと考えています。

(庄嶋主査補)

一点教えていただきたいのですが、今ご指摘いただいたとおりで、審議会等手続、市民会議手続が非常に曖昧な部分があります。そのような中で、運用の時に考えていた一つは、委員委嘱をするか、委嘱せずにメンバーというだけにするか、それで違いを出せるかという話をしていました。

市民会議手続をとる場合は委員委嘱しないということだけは明確にやっていますが、それはいかがでしょうか。

(委員長)

その違いは何ですか。

(庄嶋主査補)

実質的な違いはありません。法律や条例で設置する場合と要綱設置する場合なら、非常勤の公務員になるかならないかという違いはありますが、市民会議の場合の説明にはならないと思います。

(委員長)

なりません。法律や条例で定める付属機関の委員は非常勤の特別職になり報酬が出ます。それに対して、要綱設置の審議会等は非常勤の公務員にはならないので報償費で支払っています。その場合と市民会議で委嘱をしない場合とで何が違うのでしょうか。

(三木委員)

一般的にイメージされている市民会議は、定員がなく、自由参加ということだと思います。

公務員が公務員でないかという区分けを始めると多分收拾がつかなくなると思うので、会議の性質を条例改正時に定義する必要があるのではないかと思います。

(委員長)

栗原委員はいかがですか。

(栗原委員)

市民参加条例の原案を作るときには、市民会議手続だけで最終的に作り、その後行政で庁内検討会を開き、最終的に条例に至ったということで、審議会が更に開かれたということはありません。

話を戻しますが、私が考えていた市民会議手続の構成員は原則として市民です。ただし、市民だけでは専門知識が足りず、議論もできないので、その事柄に関する専門家や予算関係を理解している市職員をアドバイザーとして参加させられるように、市民会議手続の中に、市職員や有識者を出席させることができるという表現にしましたが、そのような方々を委員として取り込むという発想は、最初はありませんでした。多分今後もないと思いますが。あくまでも、議事は市民委員同士で議論を行っていくことです。

前回の市民参加のときもそうですが、市職員も、実は職場を離れますと市民ですから、市民として委員の中に2名いらっしゃいました。市民参加条例市民委員会の時には、2人とも行政側の立場で参加したのではなく、市内に住んでいる四街道市民として参加しています。

市民会議手続の考え方は、皆様方の考えと同じように、原則として市民だけで構成されて議論していく組織ではないかと考えています。

今回のことで私が考えるのは、先程委員長がおっしゃられましたが、順番は審議会等手続が最初に設置されて、有識者や市民活動団体等の活動者、公募市民等で議論を行いますが、それは何のための議論であるのかということです。0から積み上げていくのであれば、審議会はやらずに、有識者も入れられる市民会議手続だけで最終的に持っていくことができますし、市民参加条例のときも、意見交換会やパブリックコメントまで行いました。

今回の場合、市民会議手続で合意を得られた事柄が、その後どのように進んでいくのでしょうか。一旦行政の中で揉まれて、それがまた審議会で諮問が出され、更に意見を付してまた行政に戻してということのために審議会等手続が行われるのでしょうか。

全ての市民参加手続が行われることになっていますので、市民参加を細かく実施されるように見えるのですが、実際に動き始めたときに、却って混乱するのではないかと感じがします。

(成田課長)

特に反論する気はありませんが、先程中島委員がおっしゃったとおり、実は第3号の審議会等手続が先行して条例で作られていますので、これからスタートせざるを得ないということです。今おっしゃったような下から持ち上げてくる方法というのも、この審議会を立ち上げた中で平行して進めていこうということです。

(栗原委員)

最終的には、審議会の下に市民会議が入るような考え方ですか。

(成田課長)

審議会が、市民参加で意見を聞きながら作り上げていこうというイメージです。



(栗原委員)

市民会議手続で決められた意見を、審議会が汲み取るということですか。

(成田課長)

最初から、市民の方の意見を、できるだけ様々な形をとりながら反映し、作り上げていきたいということなんです。

(栗原委員)

人数については。

(成田課長)

人数についても条例で決まっています。

(栗原委員)

例えば、第5号の手続きで市民意向調査3000名の無作為抽出が入っていますが、ランダムにサンプリングした方全員に市民委員になりませんかというお願いをするのでしょうか。数百名集まるかもしれないですが、こういう方たちと議論をするということでしょうか。

(成田課長)

そういうようなことではありません。

(栗原委員)

これはあくまでも調査だけで、別に検討委員会のための委員を募集するということですか。

(成田課長)

審議会等手続としては、本日公募委員の締め切りでしたが、今後公募委員の選考をします。委員構成もほぼ決まりましたので、審議会を立ち上げたいと考えています。

(中嶋委員)

委員長や栗原委員のおっしゃったように、こんなに様々な市民参加手続を行って、どのように調整していくのかという印象があります。

この件については、前日も市民参加を行い、市として計画を立てられたのですが、もう一回やり直すということになった経緯があります。そもそもどのような決め方、進め方をしていけばいいのか真剣に考えていかななくてはいけないところもあるのではないかと思います。多分そのところからスタートしたらいいのではないのでしょうか。

(成田課長)

正にそのように考えております。

(三木委員)

主語が分かりにくいというか、計画候補案を作成してどこに出すのか、誰が最終調整をしながら市民参加手続をやっていくのでしょうか。

例えば、意見交換会は中間段階なので、これは恐らく策定委員会の中間段階なので、ここは策定委員会が行うことになるのでしょうか。

(成田課長)

策定委員会は諮問機関の位置付けになっておりますので、そこから答申をいただくことになると思います。

(三木委員)

中間段階の答申を出してもらおうということですか。

(成田課長)

今おっしゃったような形で市民会議手続というものが入ってくるのではないかなと思います。

(三木委員)

意見交換会手続が23年度の早い段階で、中間段階の計画案が示され、最終段階を同じ年度で行う。更にその検討会議で候補案を作成していくようですがこれがどこに出されるのか分かりません。

様々な市民参加を実施していただくのはいいと思いますが、市民の意見がどこにどのように反映される予定になっているのかということがはっきりしないと、参加する側のモチベーションも下がってしまうと思います。この中で全部書くのは難しいと思いますが、もう少し整理してもらえればと思います。

(成田課長)

実は決まってない部分が多くありますので、設計ができた段階で、全体として様々な手法を取り入れていきたいと考えております。

(宮原委員)

もし私がこの会議に選ばれた場合、その中で私自身の意見を言うのであれば別にいいわけです。ただし、対外的に調べることがある場合、やはり準公務員的な肩書きがないと、とてもできません。役所の方が参加して、市民の分からない点などを教えてくれたり、専門家が入った審議会等でも、意見自体が市民に分かるような形にしてくれればいいわけです。

それからもう一つ、市民だけで会議を行う場合、多分まとまりがつかなくなると思います。私が参加した会議はまとまりませんでした。その場合に、先程の条例があり、決めごとがありますが、議長や委員長などがまとめ役として、できれば市民の方がやっていただければ会議もスムーズに進行するのではないかと思います。

その辺の枠組みだけ、三木委員から枠組みや決めとか発言がありましたが、実際にやるような場合、市民としてはそのような構想のほうがやりやすいと思います。

(委員長)

整理しますと、まず、市民会議とは何かということについては、今議論しても意味はないので、条例の見直しの中の項目として加えることとします。

今ご意見がありましたが、最近の市民参加は收拾がつかなくなってもいいという考え方があります。收拾がつかないというか、喧々諤々議論して、市民と言っても素人ですが、その中で意見が出てくる意見が市民の合意形成だという考え方があり、自治基本条例というのはそのような方法で行っています。それが良い悪いではなくて、それも一つの方法です。

制度を作る時には、ある程度公的な問題があるから、学識経験者が委員長をやって作る場合もあります。つまり千差万別なので、市民会議手続と審議会等手続がどのような位置付けなのか、条例上整理しておかなければいけない点だと思います。

次に、先程、栗原委員と三木委員がおっしゃられた点です。たくさんの市民参加手続を行うが、どのようにステップを踏んでいくのかという点については意見として留めますが、市民会議と審議会が対立するケースが非常に多くみられます。市民に任せているのだから、何故よそ者を入れたところでやるのかという意見が必ず出ます。一方で、市民会議で喧々諤々と議論して詰めたものを、最終的に法的なものにするために審議会にかけるという方法もあります。方法はたくさんあるので、今回挙げた5つの方法がどのようなステップを踏んで行われるのか整理したらいいのではないかと思います。

それから、三木委員がおっしゃられた主語も大事ですが、条例を見返すと、四街道市の条例は、基本的に主語は全て「市の機関」ですので、審議会等がパブリックコメントを行うという原則はありません。ですから、現条例でいけば、審議会等の場合は中間案を答申し、それに対して市が意見交換会を行い、そこで出てきた意見をもう一回審議会にかけ、審議会はそれを受けて最終案を作成し答申をし、それに対して市がパブリックコメントを行うという流れになります。

その解釈でいかがですか。

(庄嶋主査補)

市の機関は、市長とか教育委員会など定義付けされているので、あくまでそこが実施主体となってしまうことになります。

今まで、市民活動推進室が担当した行政活動で、多様な参加手続で実施したことがあります。意見交換会手続や意見提出手続で案をかける際には、例えば「提言」という形でいただいたものをそのまま出すのではなく、それを受けて、更に市の案という形にしてパブリックコメントにかけています。かなり厳格かもしれませんが、実施主体は市の機関であり、提示する案自体も市の機関が一回手を加えて行っています。

少なくとも、市民会議や審議会が直接的に意見交換会やパブリックコメントを行ったりするような運用はしていません。

(委員長)

条例の運用上、そのような整理をしているということですね。分かりました。

皆さんからの意見を踏まえると、多数の市民参加手続の方法をとるのは望ましいので、市民参加手続の方法は適切であるというコメントを付すこととします。ただし、それぞれの市民参加手続の実施については十分な調整を図ることというコメントを入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

－ 異議なしの声 －

その他、意見がなければ、委員会のコメントとしたいと思います。

(三木委員)

質問ですが、審議会等で、市民活動団体等で活動する者と公募市民となっていますが、審議会等に入っている人は、市民会議手続にも参加できると考えていいのですか。それとも遠慮していただくというのが普通なのでしょうか。

(庄嶋主査補)

これもいろいろあると思います。他自治体の自治基本条例づくりなどでは、条例素案を検討する市民会議が先に立ち上がり、その代表者数名を条例策定審議会に送り込む方法をとる場合もありました。今回の場合は逆になので、整理して望むことになると思います。

(成田課長)

審議会のメンバーが市民会議などの雰囲気を見にくるということはありませんね。

(庄嶋主査補)

メンバーとして加わる場合もあれば、見に行くという場合もあるでしょうが、何らかの整理・方針を立てていくことになると思います。

(三木委員)

庄嶋さんがおっしゃった例はある程度出自がはっきりしていますが、今回は逆なので、どうするかと思って質問しました。

(委員長)

市民参加を促進する観点から運用でいいと思います。

いずれにしてもコメントは付けますが、実際にフロー化しておいたほうがいいと思います。そうではないと市民参加をバラバラにしてもまずいですから。ご注意ください。

中途半端ですが休憩にしたいと思います。8時から再開します。

－ 休憩 －

### ③ 四街道都市計画事業四街道都市核北土地区画整理事業に係る新町名の設定

(委員長)

再開します。

では、資料No.2-③の説明をお願いします。

(宇田室長)

では資料No.2-③は市民参加手続を実施しないもので、行政活動の名称は「四街道都市計画事業四街道都市核北土地区画整理事業に係る新町名の設定」でございます。

概要は、四街道都市計画事業四街道都市核北土地区画整理事業の施行に伴い、当該区域内の字の名称を変更するもので、施行時期は平成21年9月上旬、換地処分公告の翌日を予定しており、該当地区に関しましては、イトーヨーカドーを中心としたマンション用地等の土地区画整理事業の一部地域でございます。

市民参加手続の対象としては、条例第6条第1項第5号に該当し、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入でございます。

実施しない根拠ですが、条例第6条第3項第3号に該当し、法令の規定により、実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うものでございます。詳しい理由ですが、土地区画整理法に基づき、土地区画整理審議会への意見聴取及び新町名の設定を含めた換地計画の公告縦覧を実施するため、市民参加手続を実施しないものでございます。

なお、土地区画整理事業関係者、土地区画整理地内の土地・建物の権利を有する者等、全員の賛成を得ており、また、土地区画整理審議会の上承を得ているという内容で、担当課・グループは、都市整備課都市核北整備グループになります。

市民参加推進本部のコメントですが、「その他」として、法令が規定する実施の基準に基づいて行うことから、条例第6条第2項第3号の適用は適切であるという内容になっております。

添付書類といたしまして、市民参加手続の対象としない公表を公告いたしましたので、その写しを添付しており、同じくホームページでの公表も添付しております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

本来、市民参加手続を要する該当案件ですが、条例第6条第2項第3号の法令の規定により、実施の基準に定めるその基準に基づいて行うものに該当して市民参加手続を行わないとした報告でしたが、何かご質問、ご意見はございますか。

私からですが、ここで言う基準というのは、手続は入るのですか。市が作成している逐条解説で

は、その事例として「税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が示されている場合」となっています。一般的に、市民参加条例やパブリックコメント条例は、法令である基準が決まっています。この場合はこうなると決まっているものについて、意見を聞いてもしょうがないということです。

今回は、土地区画整理審議会の意見を聞いても、パブリックコメントなどを行っても問題ないのではないですか。つまり、この適用除外事項に当たるのかということを知りたいのですが。

(宇田室長)

以前に、もねの里の住居表示の実施新町名の設定及び住居表示の際に、同じ理由で住居表示法に基づいて住居表示審議会に意見を聞く、あるいは公告縦覧を設けているという内容で実施しないということでした。前例がありますので、それを今回の土地区画整理法にも同様に当てはめて妥当であろうという判断をいたしました。

(委員長)

前は私も気が付きませんでした。私が確認したかったのは、前回実施したからではなく、法令で市民参加手続が決まっているが、条例解釈上実施しないということであれば理解できます。

ここも条例の見直しが必要かもしれませんが、法令で市民参加手続が決まっているが、改めて市民参加条例に基づく市民参加手続を要しないものという適用除外事項がないとまずいのではないかと。

法令で定まっています、その基準に当てはめて条例を改正したり計画を作るといったものについては、市民から意見を聞いても聞かなくても答えは一緒だから聞く必要がないというパターンです。

ある意味拡大解釈かもしれませんが、そういう理解をしているということでしょうか。

(宇田室長)

個人的な考えだったのかもしれませんが、そのように解釈していました。

(委員長)

どんな重要なものでも、例えば法廷の公聴会、縦覧などは殆ど誰も意見を出してきません。このあたりを拡大解釈していくと、パブリックコメントでも何でもかんでも一切やらなくてもいいとなってしまいます。そうすると、特に現場は市民参加をしなくて済むように動いてしまうので、ある程度厳格に扱わなければいけない部分だと思います。現在は、そういう運用をしていると解釈しているとやむを得ないと思いますが。

折角、条例の見直しをするので検討したほうが良いと思います。これは私の意見としておきます。

その他ございますか。今のことはコメントに書きづらいことですね。適切であるという表現でよろしいでしょうか。

議事録には残してもらい、事務局としては、条例改正の項目として考えておいてください。

(宇田室長)

かしこまりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、これは終わりにします。

### (3) 市民提案手続に対する回答について

#### ① 市内小・中学校の学校経営について

(委員長)

次の議案、21年度市民提案手続に対する回答について、ご説明をお願いします。

(宇田室長)

資料No.3-1「市民提案手続に対する回答について」、提案の名称は、「市内小中学校の学校経営について」、今年の1月11日の提案で、署名者数は代表者を含め40名です。

提案の理由は、樹木の剪定、草刈作業後の枝・草の処理に毎回苦慮しているということ、提案の概要については、学校内の環境美化、「①年間5回ほど学校から搬出する際、処理ルートを確認して提供してほしい」ということ、「②毎年処理方法が違い、その対応も悪くなっているため善処を希望する」というものです。

関係課ですが、私ども事務局、クリーンセンター、教育総務課、学校ごみ処理の総括の所管ということで学校教育課でございます。

検討経過ですが、提案をいただいた後、2月3日に関係課を集めて意見交換を行いました。3月から5月にかけて、各課から意見聴取を行うとともに、事務局と各課が個別に協議を進めております。5月20日に提案者との意見交換の場を設けました。その後5月、6月に関係各課と意見聴取し、個別に協議をした結果、以下の回答文の案を作成しております。

まず提案項目の①の「処理ルートを確認して提供してほしい」ですが、「各学校の草枝類の処理ルートは確保されていますが、今後は、処理の日時や方法等について教育委員会が学校とクリーンセンター間の事前調整を綿密に行い、効率良いごみ処理に努めます」、という回答です。

回答の理由として、「草木類の処理ルートは、枯れ草や剪定枝など学校から排出される大量のごみに関しては、処理日時や搬送方法等について、教育委員会が学校とクリーンセンター間の事前調整を行うこととなっているため、確保されています。しかしながら、クリーンセンターにおいて、大量の草木類の処理を一度に引き受けることができる場合とできない場合があります。できない場合には、学校内で一時保管をせざるを得ません」です。

次の②、毎年処理方法が違い、その対応も悪くなっているため善処を希望する、に対する回答ですが、「今後はボランティアの皆様方にも市のごみ処理事情を説明したうえで処理を行うことといたします」ということでございます。

回答の理由として、「クリーンセンターでは、リサイクルの推進やごみ処理経費の縮減等の観点から、公共施設から搬入されるごみの受入れ方法を適宜見直してまいりました。この経緯についてのご説明が不十分であったため、処理方法が頻繁に毎年異なることについてご不快であったと考えられます」ということです。

その他といたしまして、「事業所系のごみについては、事業者が処理しなければならないと法律で定められています。このため、学校の草木類も学校の責任において処理し又は再生利用を図ることとなります。ご提案いただいた事項に関しては、学校を含めた市有施設からのごみ処理方法を検討しなければなりません。また、実施にあたっては予算措置も必要となります。この課題を解決するまでの間は、上述の方法にて調整を図りながら対応することとなります。なお、草木類の処理の際は、ごみ減量化の推進の一環として、堆肥化やチップ化等にも取り組む必要もあります。その際は、皆様方の参画と今後の更なるご協力をお願いいたします」という内容になっています。

今までの経過を含めてですが、今回の委員会において審議いただいた後、8月中に検討を終了し、提案者に結果を通知して公表する予定です。

次のページが、提案者からの提案書の鑑文の写しとなっております。

以上です。よろしく申し上げます。

(委員長)

これは前回、概要の説明はありましたが、提案について市で提案者等と関係課と調整した結果がご説明あったものです。

委員会としては、これに対して審査をして、この対応はまずいとか、こうすべきであるとか、ご意見が当然あってかまわないと思いますが、そういう意見が出されたケースもありますので、これらについて忌憚のないご意見、あるいはご質問があればお願いしたいと思います。

(宮原委員)

これに対する実施シートというのはないのですか。

(委員長)

これは市の考え方を示すということになっていて、今の回答内容です。少し様式を変えましたね。前は市の考え方でしたね。

(宇田室長)

市の考え方を含んでの回答という文章の仕立てにしております。

(草野委員)

確認したいのですが、提案の中身が、この委員会にかかってくるようなものなのかどうかよく分かりません。この回答と中身だけを見ると、この委員会にかからなくても、担当の部署あるいは教育委員会とクリーンセンターで話をすれば決まる話ではないかと思います。行政の範疇だけで処理できる話ではないかという感じがします。

この委員会で扱われるレベルなのかよく分かっていないので質問しました。

(委員長)

年2回、時期を決めて市民提案を募集し、提案されたものについて、このような形で審議会にかかりますが、過去に同じようなものがありますが、はっきり言ってこれは要望だと思えます。

この後に政策的なものが提案されていますが、現状では要望型、陳情型も提出されてしまいます。30名以上の連署を持って提案できるので、それなりの重みをもって受け止めてあげるべきだと思いますが、これは単なる要望だと思えます。この整理をつけないと、要望や苦情でも、ここに取り上げられてしまうケースが出てきてしまいますが、それを良しとするのかしないのかということがあります。

草野委員がおっしゃったとおり、これは日頃から広聴の仕組みとしてやればいい話だと思います。

(草野委員)

参考のために質問しました。ありがとうございました。

(委員長)

そういう考えがありますが、これに対しては個々に対応するとか善処するということですね。それから、今後は効率よいごみ処理に努めるという回答です。

特に異論がなければ、承認するということにします。

## ② JR四街道駅地下道路建設

(委員長)

それでは2番目、JR四街道駅地下道路建設についてです。

(宇田室長)

資料No.3-2、提案の名称は「JR四街道駅地下道路建設」、提案日が21年1月14日、署名者数が

367 人、提案の理由は、「緊急車両の踏み切り待ちや遠回りをせず、円滑・迅速に移動可能となる。大規模災害発生時は、一般市民が避難場所への導線として役立つ」です。

提案の概要が、「①JR四街道駅直下に南口と北口を結ぶ地下道路を建設する」、「②車両および歩行者が南北間を円滑に往来可能となるよう導線を確立する」でございます。

関係課は、事務局の他、都市計画の所管である都市計画課、都市道路整備の所管である道路整備課、市道管理の所管である道路管理課、救急救助の所管である消防本部警防課でございます。

検討の経緯は、前提案と同様ですが、2月3日に関係各課を集めて意見交換を行いました。その後3月から5月にかけて、各課と個別に意見調整を図りました。

5月20日に提案者との意見交換会の場を設けて意見交換を実施し、その後5月、6月を経て回答を作成するに至っております。

回答の内容は、「①JR四街道駅直下に南口北口を結ぶ地下道を建設する」への回答は、「地下道を建設することは考えておりません」です。

回答の理由として、「本市では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路や公園、市街地の整備等について都市計画法に基づき都市計画決定しております。中でも都市計画道路は、市民の安全で快適な市民生活を支えるうえで重要な施設です。本市では、22路線、総延長約47kmの都市計画道路を都市計画決定しており、決定された路線の早期完成が急務であります。このため、計画外路線については、残念ながら整備計画に位置付けることができません」となっております。

「②車両及び歩行者が南北間を円滑に往来可能となるように導線を確立する」の回答ですが、「都市計画道路3.4.9号四街道和良比線の整備によりその機能を持たせます」です。

回答の理由は、「ご提案内容の一つである「南北間の円滑な往来」に関しては、本市の都市計画上重要課題でありますし、救急活動や防犯対策を始めとした安全安心なまちづくりに欠かせない事柄です。都市計画道路3.4.9号四街道和良比線は、四街道郵便局前の道路が北側へ伸び、JR総武本線の地下をくぐり四街道公民館前に至る計画路線です。都市計画道路の整備方針を定めた「都市計画道路整備プログラム」では、本路線を長期優先整備予定路線と位置付け、整備順位は6番目となっております。本路線は、総武本線四街道駅付近の南北導線を確保するものであり、本路線の整備によりご提案の目的の一部が解決されると存じます」となっております。

その他として、「火災・救急・救助活動については、現状の道路条件で実施しております」という内容を付しております。

今後の事務については、先程と同じく、今月中に検討の終了を行い、提案者に結果通知をして公表するという内容になっています。

なお、提案者との懇談の際、提案者は代替路線である2番の回答した都市計画道路3.4.9線の計画をご存知なく、その計画がある旨を説明して了解をいただいております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

1つ目については、提案は実現することはできないということです。2つ目については、現行の計画道路で代理するというので、これについては提案者の了解を得ているということです。

これについて、ご意見・ご質問等お願いします。

推進本部では、どのような話になりましたか。



(宇田室長)

特に意見はございませんでした。

(委員長)

提案もある程度達成されているという意味合いですね。

(栗原委員)

代替道路の都市計画道路3.4.9号の整備順位は6番目であるということですが、いつ頃開通される見通しなのかなどのはは出ませんでしたか。

(宇田室長)

当然のことながら、どれぐらいかかるのかという質問があり、担当からは、長期という位置付けなので、10年、20年のスパンだという内容では答えているはずですが、ただし、この整備プログラム自体の見直しも市民参加で行うということを担当が申し出ておりましたので、整備プログラムを変更して順位の繰り上げ、あるいは即時実施等についても検討は可能だという答えが担当から出ています。

(委員長)

その他いかがでしょうか。

(三木委員)

その他で、「火災・救急・救助活動については、現状の道路条件で実施しております」と書いてありますが、わざわざ記載したのはどういう理由からでしょうか。

(宇田室長)

提案者の提案意図、目的の中に、医療に携わっている方が代表提案者であったということもありますが、救急・救助活動の際に、線路が災いして救急の到着時間が遅れている実態があるという指摘があり、それをこの道路建設によって改善されるという意向が強く語られていました。

そこで、その他で、救急としては現状の中でするより他にないということ、消防本部としては一言付け加えたいという意図がありましたので加えました。

(宮原委員)

回答は文章だけですか。

(宇田室長)

はい、文章のみの回答です。

(委員長)

その他いかがでしょうか。

了承するということでご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

了承することとします。

### ③ 広島・長崎への四街道のこども派遣事業

(委員長)

それでは次、「広島・長崎へのこども派遣事業」についてお願いします。

(宇田室長)

資料No.3-3、提案名称は、「広島・長崎への四街道のこども派遣事業」、提案日は今年の1月15日、署名者数は67名です。

提案理由は、「子どもたちを被爆地に派遣し、平和学習の機会を作りたい」、提案の概要は、「広島、長崎へ市内中学生を各校2名派遣する」です。

関係課ですが、事務局の他、平和事業を所管する総務課、学校教育の所管である学校教育課です。

検討経過ですが、前の2例と同様、関係各課と月6日に意見交換、その後各課との調整を図り、5月19日に提案者との意見交換、その後更なる調整を経て、回答に至っております。

回答文は、「実施内容（派遣対象校、派遣生徒数、予算など）に関し、今後、提案者と協議・検討をいたします」です。

回答の理由は、「当市においては、平和事業の意義を、国際的な平和の実現を目指し、市民一人ひとりが国際社会の理解を深め、平和意識の高揚を図ることと位置付けております。本提案を、当市の平和事業の意義に照らすとともに、教育上の視点も加味しながら検討させていただいた結果、提案事業の実施内容について、今後、提案者の方と十分な協議・検討を行ってまいります」です。

その他ですが、「本市では、本年度より「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、同協議会が行う親子記者事業を市ホームページ及び市政だより（5/1号）で応募の呼びかけを行いました。この事業に本市から2組が応募しましたが、残念ながら選考に漏れ、招待には至りませんでした」、これは補足でございます。

今後でございますが、同様で、今月中に検討を終了し提案者に結果を通知し公表いたします。

以上でございます。

（委員長）

ありがとうございました。

この件について、ご意見やご質問等はございますか。

私からですが、提案者との協議、検討した結果、実施しないという選択もあるのですか。

（宇田室長）

実施しない選択も可能性としてはあるのですが、担当課としては積極的に実施する方向で検討したいとのことです。

（委員長）

要は、それはそれでいいのですが、この文章を見る限り、玉虫色になっていて、実施しないという結論も引き出せるようにも読めます。

実施する、しないを含めて、今後、提案者と協議、検討するというのが市の考え方ならそれでもかまいませんが、予算の関係もあるので、計画をよく検討するというのであれば、回答欄に「実施することを前提として」などと書かないと、表現が不適切ではないかと思えます。

担当は前向きということですが、推進本部の意見はどうなのでしょう。

（宇田室長）

特に議論はありませんでした。

（委員長）

どちらか明確にしておいたほうがいいのではないですか。このままにしておくと、この文章は一人歩きすると思えます。実施しないことも含めた検討、実施するなら、実施することを前提とした内容としないといけないと思えます。

委員の皆さん、もしよろしければ、事務局で一度調整した上で、回答を再度出してほしいと思えますが、いかがでしょうか。

(三木委員)

提案事業の実施内容について今後協議、となっています。実施を前提とした内容を協議するのか、ここは趣旨をはっきりさせたほうがいいと思います。

(委員長)

そのような注文でいいですか。

(成田課長)

ただし、ある一定期間で、提案者に一応のお返事をしなければいけないというのが一つあります。実際に継続して物事を考えていく時間は必要なものもあります。

これは確かに玉虫色と言われればそのとおりなのかもしれませんが、この回答内容は、執行機関の判断によるものという気がします。

(三木委員)

予算編成の時期ですね。

(成田課長)

細かい話をすれば、予算を獲得していないうちにやりますということは言えません。

(委員長)

普通、取り入れる方向であれば、「提案内容を実施する方向で実施します」とはっきり文言に入れないといけないと思います。でも、議会で否決されるかもしれないので、予算的に取り入れられないかもしれません。それはしようがありませんが、やはり最低限書かなければいけないのではないかと思います。更に言えば、これは再度この委員会に諮るようということではなく、担当課に確認して、実施する方向で検討しているのであればそれでいいし、これではだめだということではなく、一度、担当課と調整してあげてもらえれば結構です。それなら大丈夫ですね。

(宇田室長)

担当課は、予算を獲得して実施するという気概は十分ありますが、6月定例議会のときにも提案者と友好的な方が議会で質問しましたが、そこまで丁寧には答えておりません。議会での答弁よりも良い方向で、市民提案で答えていいのかということもあります。

(三木委員)

2ヶ月前のことに縛られて回答できないというのもどうなのかと思いますが。

(宇田室長)

分かりました。それを踏まえて、もう一度担当課と調整いたします。

(委員長)

少なくとも議会に対して丁寧に対応しなければならないというのは私もよく分かります。しかし、条例上は市長の考え方を示すので本来は問題ないはずですが、実体としては分かるので、そのあたりは市の機関に任せます。

ただし、条例の趣旨を踏まえた回答にするように努力をすることをお願いします。

議題(3)は以上とします。

#### (4) 市民参加条例の一部改正について

(委員長)

議題の(4)、市民参加条例の一部改正ですが、条例は施行後3年で見直すということになっており、

平成 22 年 3 月 31 日までが 3 年の期限になります。

ちなみに、条例の付則の第 3 項に、「市の機関は、この条例が常に社会情勢及び市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、施行後 3 年を超えない範囲内において見直しを行うものとする」となっています。

前期のこの委員会でも議論になりましたが、「3 年を超えない範囲」というのは、見直して条例が可決されて施行されるのが 3 年ということではありません。主語は「市の機関は」ですので、検討が 3 年以内、今年度中にこの委員会ですら一定の方向を出すところまでが 3 年ということです。

今日この検討作業をこの委員会にお願いされましたが、どのような形で検討するのかは、実は何も決まっています。私の経験では、真剣に条例の見直しをすると、ほぼ毎月、1、2 年かけて行うものもあります。この委員会は通常の案件があるときに開いて、年 3 回か 4 回、今年いっぱいやりなると、あと 2、3 回でしょうか。

(宇田室長)

今日を含めて 4 回です。

(委員長)

今日もこの内容を見直したほうがいいのではないかという意見が出ていますが、検討するのは容易ではないと思いますので、例えば、事務局で案を作成し、それを委員に書面で送り、意見を出してもらい、それを揉んだものを全員で議論する方法や、小委員会を作る方法もあるかもしれません。

予算の関係があるので組めるかどうかとも分かりませんが、そもそも市に来られるかどうかも分かりませんが、様々な方法があると思います。

形式だけでやってしまうと、市民参加条例で行っていくものが、形式上審議をしてパブリックコメントだけで見直してしまうということでもいいのか、後で説明がありますが、もっとこの審議会自体が濃密に検討すべきではないかと思います。

時間がないので、事務局と委員長で少し検討し、事前に検討内容をお返しするか、次回に検討方法を提案するかは分かりませんが、一旦お預かりさせていただき形にしたいと思います。

それを前提として、事務局から一部改正の今後の進め方と、これまで委員からあがった改正が検討される事項を、簡単に結構ですのでご説明をいただけますか。

(宇田室長)

分かりました。それでは資料 No.4 に基づき説明いたします。

一部改正の根拠ですが、委員長がおっしゃったとおり、見直し規定に基づくもので、3 年という期限に関しても、3 年以内に施行しなければならないというわけではなく、ある一定の方向性が定まっていれば可とするということが、条例担当からも話がありましたので、2 番目の日程を組みました。

まず、職員アンケート、市民アンケートを既に実施しております。この委員会への諮問で 3 月までとなっていますが、今後 10 月、1 月、3 月の今日を含めた 4 回の開催を予定しております。また、意見交換会を 12 月に実施し、3 月に意見提出手続を行いますので、審議会で最終的な議論を踏まえた後の意見提出手続になろうかと思っています。順番として、意見提出手続で変更するようなことが生じた場合に、その後委員会との対応をどうすべきなのか、後で意見を伺いたいと思います。

議会上程は来年 6 月に予定し、改正の方向性ですが、主なものとして、市民参加手続と市民提案手続、市民参加推進評価委員会、その他という項目に分けました。

市民参加手続では、意見提出手続は現行 20 日間ですが、これを見直すような方向性、これは後ほ

ど説明いたします。

審議会等手続に関しまして、公募委員の位置付けを明確にすること、あらかじめ案を委員会に提示する方法で現状の条文が規定されておりますので、それを検討いたします。

市民会議手続について、位置付けの明確化、市と市民会議との手続きに関して、他の手法との均衡を図るということで、市の機関と市民会議の手続きとのやり取りをどう位置付けていくか必要になると思います。

市民提案手続ですが、提案することができる政策等の範囲や意味をもう少し明確化したほうがいいのではないかという議論もあれば、先程委員長がおっしゃられた、いずれもめる可能性があるという部分もありますので、再度検討をお願いしたいと思います。

採否の決定手続き等がまだ不明確な部分もあるので、それを明確にすること、あと、市民参加推進評価委員会に関しては、所掌事務の見直しということで、現状は諮問に対する答申にとどまっていますが、委員会独自で建議する機能を加えてはいかがかというような部分もございます。

その他といたしまして、定期見直し規定を設けるか否か、あとは語句等の見直しも含んでおります。

以上が概略ですが、次のページ以降は、条文ごとにここが見直すべきではないかということで、今まで各委員からのいただいたご意見がある場合は、ここに記載しております。あと、事務局でも改正が必要ではないかという箇所も含めて、右側に現状の条文と対比したものとして記載しております。

これは順番に申し上げたほうがよろしいでしょうか。

(委員長)

今日は結構です。

(宇田室長)

はい、以上でございます。

(委員長)

事務局より説明していただきましたが、主なものが1ページ目に載っていて、2ページ以降は、前期のときですが、各委員から改正すべきではないかという意見をもらったもの、会議上で出てきた問題、今日も出ましたが、それから、事務局からあげられたものが含まれているので、できれば一度目を通していただき、それぞれでご検討いただければと思います。

先程も申しましたが、どのように市民参加推進評価委員会で審議していくか。来年3月までなので事実上3回しかありませんが、3月は多分審議にならないと思います。そうすると、実際にはあと2回でまとめることとなりますが、可能かどうかを含めて事務局と調整しますが、その点についてご意見はございますか。

折角ですから、市民委員の皆さんに、この委員会の進め方についてご意見やご要望等がありましたらお聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

アンケートの結果はいつ頃まとめられる予定なのか、また、意見交換会はどのような形をイメージされているのでしょうか。

(庄嶋主査補)

アンケートについては、今日結果を提示したかったのですが、市民アンケートの結果が取りまとめ中で、来月にまとめ、この委員会にかける前に送付したいと思っています。

職員アンケートの結果については、今日配布はしていませんが、改正のポイントなどを絞る上では

考慮してあります。結果は取りまとめでき次第し、提出させていただきます。

12月の意見交換会のやり方ということですが、例えば、何回くらい何地区で行うかは未定です。

そこにかかる案ですが、この委員会で、予定では1回となっていますが、本当はもう少し回数を増やす必要があると思いますが、数回検討したものを、細かい文言までは入れないにしても、ある程度の方向性が示されたものを中間案として示して、それを基に意見聴取する方法になると考えております。

(委員長)

それにつけても大変ですね。10月の委員会の議題に市民提案がありますよね。

(庄嶋主査補)

10月の議題には、できるだけ他のことは入れないようにと考えています。

(委員長)

今日も実質30分しかできませんが、2時間ぐらい取らなければいけないと思います。

(宮原委員)

それから、条例を作ったときのことは分かりませんが、条例を作ったときはどのようにやったのかということだけでも教えていただければ、比較できると思います。

(庄嶋主査補)

条例を作ったときにどのような手続きをとったかということでしょうか。

(宮原委員)

そうです。

(庄嶋主査補)

それであれば簡単にできます。

(委員長)

それを説明してください。

(庄嶋主査補)

条例を作ったときは、こちらにいらっしゃる栗原委員、大倉委員を含む市民に、市職員2名を加えた19名のメンバーで構成される市民委員会がありました。当初は、条例の骨子を作るということで、条例の細かい文章ではなく、どのような内容を盛り込んでいくのかということでしたが、非常にやる気のある方が多かったこともあって、条文に近い形の案を作り上げました。

継続的に検討する場合は市民委員会でしたが、それ以外に、市民委員会19名の意見だけでは意見の種類も不足するので、出前の意見交換会を5団体からの要請に応じて5箇所で開催し、それからフォーラムという形式で、少し大きめの意見交換の場を持ちました。

市民参加条例に合わせた言い方でいうと、市民会議手続としての市民委員会を継続的に開く一方で、意見交換会手続を市内各所で行い、そこで聴取した意見を踏まえて、また案を練り上げていきました。

アンケート等は特に行っておりません。パブリックコメントは最後に行っております。これは、タイミング的には条例案ができてからですが、市民委員会の結果を受けて、市で庁内検討をし、条例案を作っていくのですが、議会にかけるとしてパブリックコメントを行い、そこで踏まえた意見を入れて、議会にかけて議決という形になっています。

まとめると、市民会議手続、意見交換会手続、意見提出手続を行っているということになります。

(宮原委員)

ありがとうございました。

(委員長)

今回の条例の見直しでとり得る手続きとしては、審議会等手続、意見提出手続と、前回は行った意見交換会、更にアンケートもあるということですが、問題は前回の検討委員会での回数は多かったようですが。

(庄嶋主査補)

本会議だけで 20 回なので、何らかの工夫が必要だと思います。今日もどのくらいの時間が割けるかと思っていましたが、やはりルーティンのお話が多いと、この議題にいけないということが分かりましたので、委員長と相談させていただきたいと思います。

(委員長)

回数を増やすということではできるのですか。

(宇田室長)

年内にあと 2 回は可能です。

(委員長)

条例にはありませんが、小委員会のような形はできませんか。

(三木委員)

ワーキンググループみたいな形はできないでしょうか。委員会として 2 年間運用を見てきているので、総括的なものは必要ではないかと思いました。

全面展開すると 2 年間ぐらいかかると思いますし、答申の資料も厚いものを作らなければいけないと思います。この委員会の中で項目整理などをやったほうが良いということであれば、やはりワーキンググループ的に作業をするというのがあってもいいかなと思います。

(委員長)

例えば、市民委員で、事務局と市民会議的な位置付けとして、これまでの検討結果を踏まえ議論したものを 11 月とかまでに作成し、それを私たちが入って議論するとかはどうでしょう。例えば、ワーキンググループの座長を栗原委員、大倉委員の 2 人が中心になり、ざっくばらんに議論してもらう方法もあると思いますが、それは可能ですか。

今回はお二人が初めてで、多分面食らっていると思いますが、これから委員になっていただいた以上はやっていただかなければいけません。

(中嶋委員)

これまでの委員から、改正が必要ではないかという意見を出しているのですが、新しく入った市民委員の方にも内容を見ていただき、意見を出してもらう機会があってもいいと思います。

(委員長)

まず事務局で回数を増やす案や、回数を増やさなくても文章でのやり取りや、ワーキンググループなど、いくつか方法はありますので、私と連絡をとりながら、方法を提案していただきたいと思います。

(三木委員)

項目整理をしてから検討をしないと、見直しの議論につながらないのではないかと思います。

(委員長)

お預けいただいてもよろしいでしょうか。今年度 3 回の会議だけではできないかもしれないので、

ご足労を願うといいたまいますか、市民としての貢献していただくといいたまいますか、そういうこともあるかもしれませんが、それだけはご了承をお願いしたいと思います。

では、この件については、このくらいにしたいと思います。

(栗原委員)

3番目の改正の方向性というのは、どのような形で決まったのでしょうか。

(庄嶋主査補)

この委員会での検討の時間があまりないこともあって、事務局でどこを改正するのかということについて示すようにというのが、前回、前々回に話があったかと思います。

我々としては、これまで委員の皆様からいただいた意見や、まだ結果は出していませんが、こちらで取りまとめつつあった条例見直しについての職員アンケートの内容を反映しています。その中で、明らかに運用をして不都合であったり使いづらかったり、運用してみて規定と実態を合わせるのに大変だったり、世の中の情勢から見て直したほうがいい箇所を抽出しています。例えば、出石委員長から当市では意見提出手続は20日だが、国のパブリックコメントは30日はとっていると指摘されている意見などを優先的に抽出しました。

具体的に問題は発生していないものを直したり、定義を見直すなどというのは、あまり取り上げていません。2年間運用してみて実際に不都合があった点などを優先しております。

(委員長)

今までの議論や、我々が出した意見を抽出してあるだけで、ここに書いてあるから見直すということではなく、見直すという考え方があるということですね。

その他なければ、ここまでの議案は終了いたします。

## 6. 答 申

(委員長)

1から3については、今日の議論や検討を踏まえ、事務局と私で調整をして、答申を作成し、それを皆さんに確認いただくようにします。

4番については継続審議ということになります。

## 7. その他

(委員長)

その他、事務局から何かございますか。

(宇田室長)

特にございません。

## 8. 閉 会

(委員長)

それでは3時間、長くなってしまい委員長の不手際で申し訳ございませんでした。

これをもちまして今年度第2回の市民参加推進評価委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

－ 以 上 －